

○安来市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

平成20年11月25日

告示第164号

改正 平成24年7月6日告示第107号

平成28年2月17日告示第9号

令和3年8月17日告示第148号

安来市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱(平成16年安来市告示第22号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 市は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、その生活の再建を支援するため、安来市被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給するものとし、その支給等に関しては、この告示の定めるところによる。

(事業の対象となる自然災害)

第2条 支援金の支給の対象となる自然災害は、市の区域内における法が適用されない自然災害とする。

(支援金の支給)

第3条 市長は、支援金を予算の範囲内で支給する。

2 支援金の支給額の算出において1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の支給対象世帯)

第4条 市長は、第2条に定める自然災害により次の各号のいずれかに該当する世帯(以下「被災世帯」という。)の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。この場合において、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則として、第2条に定める自然災害によりその居住する住宅に被害が発生した日を基準とする。

(1) その居住する住宅が全壊した世帯

(2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

(3) 被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

(4) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（第2号及び第3号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（第2号から第4号までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）

(6) その居住する住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものであると認められる世帯（第2号から第5号までに掲げる世帯を除く。以下「半壊世帯」という。）

2 住宅の被害認定は、統一基準（災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知））により市長が行うものとし、その認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。この場合において、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

（支援金の額）

第5条 市長は、被災世帯の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとし、支援金の額は別表のとおりとする。

（支援金の支給の申請）

第6条 別表基礎支援金の欄による支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13月を経過するまでの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者）の申請に基づき行うものとする。

2 別表加算支援金の欄による支援金（以下「加算支援金」という。）の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者）の申請に基づき行うものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、前項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

4 支援金の支給申請は、第4条第1項第1号から第4号までに規定する世帯は被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に、第4条第1項第5号から第7号までに規定する世帯は被災者生活再建支援金支給申請書（中規模半壊・半壊・準半壊）（様式第1号の2）に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添付して、市長に行わなければならない。

（1） 住民票（世帯全員及び続柄の記載があること。）

（2） 官公署が発行する住宅のり災証明書

（3） 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体した場合は、その解体を証明する書類

（4） 加算支援金の支給申請を行う場合は、住宅を建設、購入、補修又は賃貸したこと、又は、しようすることができる契約書等の写し

（支援金の支給決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金の支給を行うことを決定したときは被災者生活再建支援金支給通知書（様式第2号）を、支給しないことを決定したときはその理由を記した被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）を、当該申請した者（以下「申請者」という。）に対し速やかに交付するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの告示に基づく請求に応じないとき。

2 市長は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該申請者に、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、被災者生活再建支援金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて、当該申請者に支援金の返還を請求するものとする。

(他の支援金の一時停止)

第10条 申請者に対し支援金の返還を請求し、当該申請者が当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、当該申請者に対して支給すべき他の支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 市長は、この事業の関係書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給については法に基づく支給内容に準じて行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の安来市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱の規定は、平成19年1月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、同日前に生じた自然災害に被災世帯

となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日告示第107号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年2月17日告示第9号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日告示第148号）

この告示は、令和3年8月17日から施行し、この告示による改正後の安来市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱の規定は、令和3年7月1日から適用する。

別表（第5条関係）

（単位：万円）

区分		基礎 支援金	加算支援金		最大支援額
			住宅の 再建方法	金額	
世帯	被害程度				
複数世帯 （世帯の構成 員が複数）	全壊	100	建設、購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設、購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設、購入	100（注1）	100
			補修	100（注1）	100
			賃借	25（注1）	25
	半壊	-	補修	100（注1）	100
準半壊	-	補修	40（注1）	40	
単数世帯 （世帯の構成 員が単数）	全壊	75	建設、購入	150	225
	解体世帯		補修	75	150
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設、購入	75（注1）	75
			補修	75（注1）	75
			賃借	18.75（注1）	18.75
	半壊	-	補修	75（注1）	75
準半壊	-	補修	30（注1）	30	

（注1）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。